津市相生会館空調設備改修工事

図面リスト			
機械設備工事		電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-1	表紙・図面リスト	E-1	電気設備工事特記仕様書
M-2	機械設備工事特記仕様書	E-2	電気設備　　分電盤結線図
M-3	配置図・付近見取図	E-3	電気設備　（改修）１、２階平面図
M-4	空調設備　（改修・撤去）機器仕様　凡例　冷媒配管系統図	E-4	電気設備　（撤去）１、２階平面図
M-5	空調設備　（改修）１、２階平面図		
M-6	空調設備　（撤去）１、２階平面図		
M-7	空調設備　建築改修　１、２階平面図		

津市相生会館空調設備改修工事	平成　年　月	

仕様書

1．工 事 概 要

1. 工事場所　津市　相生町　地内

2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 べ 面 積 (m2)	消防法施行令 別 表 第 一	備考
津市相生会館	ＲＣ造	２階建	250.75		

（備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。）

3. 工事種目（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工 事 種 目	工事種別 屋 内			屋 外
● 空気調和設備	一式			
○ 換気設備				
○ 排煙設備				
○ 自動制御設備				
○ 衛生器具設備				
○ 給水設備				
○ 排水設備				
○ 給湯設備				
○ 消火設備				
○ 厨房設備				
○ ガス設備				
○ 排水処理設備				
○				
○				
○				
○				

4. 指定部分　○無　○有（　　　　工期：平成　年　月　日）

5. 設備概要

1　空気調和設備　図示のパッケージエアコン、それに伴う配管、配線新設する。
既設のヒートポンプチラー、冷温水ポンプ、膨張タンク、一部配管等を撤去する。

2．工 事 仕 様

1. 共通仕様

（１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」（以下、「標準図」という。）による。

2. 特記仕様

章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項 目	特 記 事 項

● 一般共通事項

● 機材等

（１）本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
（２）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、その判断の基準、配慮事項を満たすものとする。
（３）化学物質を放散する建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドをを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
３）接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第 三 種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の５第３項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JISのFco規格品

○ 室内空気中の化学物質の濃度測定
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定はパッシブ型採集機器により行う。
測定対象室　・図示
測定箇所数　・図示

● 機材の品質･性能証明
設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関（（社）公共建築協会他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。

○ 主任技術者等
下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。
○資格の区分1）
（イ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
（ロ）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門に合格した者
○資格の区分2）
（イ）技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
（ロ）資格の区分1）の資格を有する者

○ 電気保安技術者
工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
・要　・不要

○ 技能士の適用
○配管施工（配管工事）　○建築板金施工（ダクト製作および取付け）
○熱絶縁施工（保温工事）　○冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）

○ 監督員事務所
○設けない　○設ける

○ 工事用電力・水・その他
この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。

○ 工事用仮設物
構内につくることが　○できる　○できない

● 足場・さん橋類
○別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。
●本工事で設置とする。
○改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
○内部仮設足場等（○　種　○　種）
○外部仮設足場等（○　種　○　種）

● 建設発生土の処理
○埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
○現場説明書による。　●構外搬出（場外自由処分とする）。

○ 埋め戻し土・盛土
○根切り土の中の良質土　○地中埋設管は山砂の類

● 完成図等
●提出部数等（Ａ２版製本　２部、縮刷Ａ４版　２部）
●完成図のＣＡＤデータ（電子媒体ＣＤ－Ｒ）を１部提出する。

● 工事写真
完成写真
主な工事の着工前、施工中、完成を黒板を入れずに同一場所、同アングルにて全景撮影する。
綴じ方として、１頁に着工前、施工中、完成を貼付し、工事名、工期、施工業者を記入し社印を押印した表紙をつける。写真はカラーサービス版でA４サイズ既製品または、洋白紙に貼付け、紐綴じし、１部提出する。
工事写真
共通事項として、公共建築協会の「工事写真の撮り方」に準じる。
各工程ごとに着工前から完成まで黒板入りで撮影し、ファイルする。
部数、規格、綴じ方は完成図と同じ。

● 機材の承諾図
国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修の機械設備工事機材承諾図様式集（平成１５年版）によるほか、監督職員の指示による。

○ 総合調整
○本工事（調整項目は下記のものとする。）
○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定　○騒音の測定
○別途とする。

● 電源周波数
○50Hz　●60Hz

● 容量等の表示
（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

● 耐震措置
設備機器の固定等は、すべて「建設省住宅局監修の建築設備耐震設計・施工指針　1997年版」により行う。ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度kH　及び設計用鉛直震度kV（kH/2）を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 ○特定の施設 重要機器	一般機器	●一般の施設 重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
○給水装置　○排水装置　○換気機器　●空調機器　●熱源機器
○防災設備　○監視制御設備　○危険物貯蔵装置
○火を使用する設備　○避難経路上に設置する機器　○

○ 配管
溶接部の非破壊検査　○要（　　）

○ 絶縁継手
取付け箇所は図示による。

○ 地中埋設標等
（1）地中埋設標　○要（図示の箇所）　○不要
（2）埋設表示用テープ　○要（排水管を除く）　○不要

● 保温
○屋外露出部（○給水管 ○消火管 ○膨張管 ○ドレン管 ○　○弁類を含む）は防凍保温を行う。
仕様は標準仕様書第２編３．１．４及び３．１．５とする。厚さは配管の呼び径２５以下のものは５０mm、呼び径32以上のものは40mmとする。
○共同溝、床下ピットの保温は（標準仕様書第2編の施工箇所　）を適用する。
○多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）
（○浴室（ユニットは除く）　○脱衣室　○　○　）
○屋内露出（○実験室　○機械室　）の保温外装は（○アルミガラスクロス　○　）とする。
●図示仕様によること。

○ 塗装
下記の金属電線管は塗装を行なう。
○屋外露出　○（　）の屋内露出
下記の保温を施さない亜鉛めっきを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
○倉庫　○　○

● はつり
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、ダイヤモンドカッターを用いる。

● 電線類
電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。

○ 天井仕上区分
（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

● 吊り及び支持金物
（○槽内 ●屋外 ）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。

○ 施工調査
●下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。
事前調査
調査項目　○
調査範囲　○図示　○
調査方法　○図示　○

● 試験
（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。
（2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

● 空気調和設備

● 設計用温湿度

	外 気 温度(DB)	湿度(RH)	屋 内 一 般 系 統 温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	35.2℃		26℃	%	℃	%	℃	%
冬期	1.8℃		19℃	%	℃	%	℃	%

○ 鋼板製煙道
伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。

○ ダクト
○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）○アングルフランジ工法）とする。
○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）とする。
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様は別図による。

○ 風量測定口
取り付け箇所は図示による。

○ チャンバー
（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
（３）ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。

○ ダンパー
（１）防煙ダンパー　復帰方式（○遠隔　○　）
定格入力はＤＣ24Ｖ、0.7Ａ以下とする。
（２）ピストンダンパー　復帰方式（○遠隔　○　）

● 配管材料
（１）冷媒管　● 被覆銅管（断熱厚 液管10mm（ただしφ１０未満は８mm）、ガス管２０mm
（２）冷温水管　○ 耐熱性塩ビライニング鋼管　HVA
（３）油管　○
（４）蒸気管　給気管　○
還　管　○
（５）高温水管　○
（６）ドレン管　●硬質塩化ビニル管（屋内）　●カラーVP（屋外露出）
●断熱ドレンホース（ルームエアコン）

○ 弁類
JIS又はJV　（○5Ｋ　○10Ｋ（図示部分））
○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 温度計
取り付け箇所は図示による。

○ 圧力計
取り付け箇所は図示による。

○ 瞬間流量計
コック付とし、取り付け箇所は図示による。

○ 油面制御装置
制御盤には（○給油ポンプ制御　○満油警報　○遠隔警報　○電磁弁制御　○返油ポンプ制御　○減油警報
○　）の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

● 保温及び消音内貼り
○還りダクトの保温　範囲は（○　○　）
○外気ダクトの保温　範囲は（○器具まで　○　）
○膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。
○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。
●空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。
●屋内外露出冷媒管の外装の種別は（●図示による　○成形ポリエチレンの上保温外装はSUS鋼板とする。）

○ 換気設備

○ ダクト
○低圧ダクト（スパイラルダクト）
とする。
○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）
○厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。

○ 風量測定口
取り付け箇所は図示による。

○ ダンパー
風量調整ダンパー（手動）

○ 排気ダクトのシール
厨房系統

○ チャンバー
空気調和設備の当該項目による。

○ 保温
○熱交換器扇のダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）

○ 衛生器具設備

○ 衛生器具付属水栓
水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

○ 和風大便器耐火カバー
○設ける（ピット内は除く）　○設けない

○ 洗面器
手洗器は止水栓付とする。

○ 標記板
○取り付け箇所　（○大便器　○小便器）　材　質（○　）

○ 小便器自動洗浄装置
小便器自動洗浄装置及び組込み小便器の洗浄水量は4Ｌ/回以下とし、使用状況により洗浄水量を制御できるものとする。

○ 洋風大便器
洗浄水量が10.5Ｌ/回以下のものとする。

○ 衛生器具ユニット
ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表による。

○ 給水設備

○ 配管材料
（1）給水引込管（直結部分）水道事業者の指定による（○　）
（2）地中埋設配管　○屋外埋設 塩化ビニル管（HIVP）○屋内配管 硬質塩ビライニング鋼管 （SGP-VD）
（3）その他の一般配管　○硬質塩ビライニング鋼管（SGP-VB）

○ 水栓
○台所流し用の水栓は泡沫式とする。
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
（○ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）

○ 量水器
○親メーター（○貸与品　○　）　○子メーター（○買い取り　○　）

○ 量水器桝
○水道事業者指定品（○貸与品　○買い取り）　○標準図ＭＣ形

○ 弁類
JIS又はJV　○水道直結部分（○10Ｋ　○　）
○その他の部分（○　5Ｋ　○　）
○逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 管の埋設深さ
管の上端より原則として、一般敷地は（　３０cm）構内道路は（　６０cm）以上とする。

○ 水栓柱
○合成樹脂製　○アルミニウム合金製　○人造石とぎ出し製　○ステンレス製

○ 建物導入部配管
標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ○（a）　○（b）　○（c）による。

○ 引込納付金等
○要（○別途工事　○本工事）　○不要

○ 排水設備

○ 配管材料
（1）屋　内　汚水管　○排水用鉛管　○排水用塩ビライニング鋼管　○硬質塩化ビニル管（VP）
雑排水管　○配管用炭素鋼鋼管（白）○排水用鉛管　○硬質塩化ビニル管（VP）
通気管　○配管用炭素鋼鋼管（白）○硬質塩化ビニル管(VP)
（2）屋　外　第一桝まで○硬質塩化ビニル管（VP）
桝間　○硬質塩化ビニル管（VP）

○ 洗面器等の排水管
洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管（ＲＦ－ＶＰ）でもよい。

○ 満水試験継手
図示の箇所に取り付ける。

○ 放流納付金等
○要（○別途工事　○本工事）○不要

○ 給湯設備

○ 配管材料
○保温付銅管

○ 弁類
JIS又はJV　（○5Ｋ　○10Ｋ　（図示部分））
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 消火設備

○ 配管材料
（１）屋内消火栓　一般 ○配管用炭素鋼鋼管（白）○外面塩ビライニング鋼管（VS）
地中 ○
（２）連結送水管　一般 ○
地中 ○
（３）　○

○ 保温
屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5．ｅ3・（ハ）・Ｖによる保温を行う。
ただし、防凍保温は共通事項による。

○ 建物導入部配管
標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）○（a）　○（b）　○（c）による。

○ 厨房設備

○ システム
○ドライシステム　○

○ 厨房用熱源
図示による。

○ 機器の機能等
図示による。

○ ガス設備

○ ガス種別
○都市ガス　3
○液化石油ガス

○ 配管材料
都市ガス　ガス事業者の供給規定による。
液化石油ガス　(1) 一般
(2) 地中

○ 充てん容器
別途（○　○　）

○ 集合装置
標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　８本組。

○ 転倒防止等
標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）による。

○ メーター
○親メーター（○貸与品　○　）　○子メーター（○買い取り　）

○ ガス漏れ警報器
○本工事（図示による）　○別途工事　）

○ 漏洩検知装置
○要　○不要

○ 電気防食
○要　○不要

○ 引込負担金等
○要（○別途工事　○本工事）　○不要

○ ろ過設備

○ 配管材料
○塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）

○ 仕様等
○全自動（砂式）

○ 弁類
JIS又はJV　（○5Ｋ　○10Ｋ　（図示部分））

● 撤去工事

● 撤去内容
●撤去内容は図示による。
○

● 発生材の処理
○引き渡しを要するものは、金属類（○機器 ○ダクト ○配管 ○その他の金物）、
（○　○　○　）とする。
○特別管理産業廃棄物は　（○　○　○　）とする。
○再生資源化を図るものは（○　○　○　）とする。
●空調機の撤去処分については、「特定製品に係るﾌﾛﾝ類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき適正に処理すること。
●引渡しを要するもの以外は施設外搬出とし、搬出及びその処理費等は請負者の負担とする。
（マニュフェスト等の写しを提出すること。）

施工条件

1.工事作業については、当施設の運営に支障をきたさないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。
2.工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
3.本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
また提出にかかる費用等は受注者の負担とする。
4.特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出
・打合せの上作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、
誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は、市監督員の承認を得てから行うこと。
5.工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意をし、かつ周辺道路等に資材を
落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
6.大型車両通行及び機器搬入時には、交通誘導員を配置し通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
7.工事期間中、工事に起因し既設施設に破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに
現況復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
8.設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。
なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
9.工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。また工事用車両及び工事関係車両は、
周辺道路に駐車しないこと。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設 計・監 理　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319
株式会社　マ　ツ　ダ　設　計
514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590

管理建築士	承 認	設 計	製 図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事	年月日	No. M-2
図面名 機械設備工事特記仕様書	縮 尺 －	原図：A2

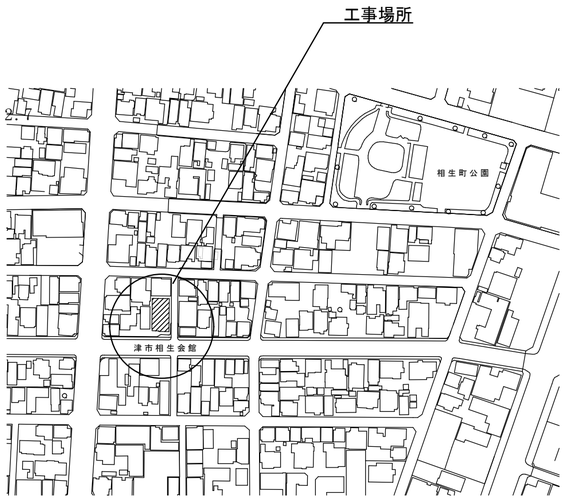

付近見取図

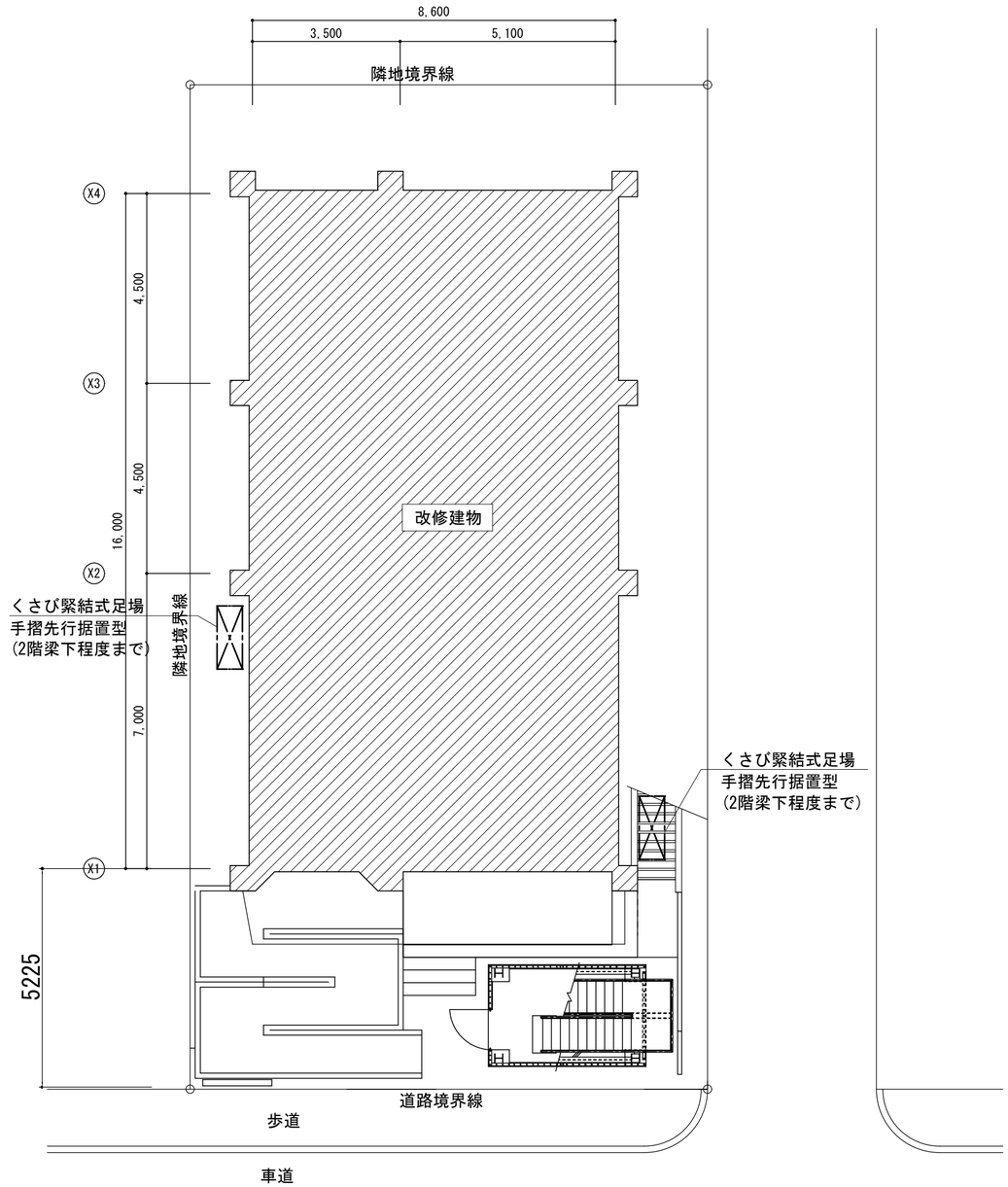

配置図　S=1:100

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マ　ツ　ダ　設　計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　配置図・付近見取図

年月日

1/100
縮　尺

No. M-3

原図：A2

空調機器表（新設）

記号	形式・名称	仕様			台数	備考・参考型番
ACR-1	ルームエアコン	冷房能力：2.8(0.8～3.4)Kw	暖房能力：3.6(0.8～4.8)Kw	※ｲﾝﾊﾞｰﾀ能力は参考値	1	
	壁掛け	単相100v	冷房定格消費電力：0.91kW	暖房定格消費電力：0.8kW		防振ゴム
		ワイヤレスリモコン				
ACR-2	ルームエアコン	冷房能力：4.0(0.8～4.3)Kw	暖房能力：5.0(0.8～7.3)Kw	※ｲﾝﾊﾞｰﾀ能力は参考値	1	
	壁掛け	単相200v	冷房定格消費電力：1.48kW	暖房定格消費電力：1.66kW		防振ゴム
		ワイヤレスリモコン				
ACR-3	ルームエアコン	冷房能力：5.6(0.8～5.8)Kw	暖房能力：6.7(0.8～9.2)Kw	※ｲﾝﾊﾞｰﾀ能力は参考値	1	
	壁掛け	単相200v	冷房定格消費電力：1.85kW	暖房定格消費電力：2.38kW		防振ゴム
		ワイヤレスリモコン				
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：20.0(7.0～22.4)Kw	暖房能力：22.4(5.8～27.0)Kw	※ｲﾝﾊﾞｰﾀ能力は参考値	1	ドレンアップ
	天井カセット形	3相200v	冷房定格消費電力：7.09kW	暖房定格消費電力：6.37kW		防振ゴム
	2方向　同時ツイン運転	ワイヤードリモコン				転倒防止金物
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(4.3～11.2)Kw	暖房能力：11.2(3.4～14.0)Kw	※ｲﾝﾊﾞｰﾀ能力は参考値	2	ドレンアップ
	天井カセット形	3相200v	冷房定格消費電力：2.76kW	暖房定格消費電力：2.64kW		防振ゴム
	1方向　同時ツイン運転	ワイヤードリモコン				転倒防止金物

特記事項　１．冷暖房条件はJISの条件による。　２．機器のインバーター能力は参考値とする。
３．グリーン購入法調達基準適合商品とすること。　４．防振ゴム敷きの上、室外機のアンカーボルトはダブルナット留めとする。

空調機器表（既設撤去）

記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番
CR-1	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式ﾁﾗｰﾕﾆｯﾄ	冷却能力：34,000kcal/h	1	
		加熱能力：32,200kcal/h		
		圧縮機出力10.5kW　ｸﾗﾝｸｹｰｽﾋｰﾀｰ200W　送風機出力0.12kW×2		
		3相　200V		
P-1	冷温水循環ポンプ	40φ　135L/min　15m　0.75kW	1	
		3相　200V		
EXT-1	密閉式膨張タンク		1	
FC-1	ファンコイルユニット	冷房能力：2,330kcal/h	1	
	床置上吹出形	暖房能力：2,140kcal/h		
FC-2	ファンコイルユニット	冷房能力：5,650kcal/h	2	
	床置上吹出形	暖房能力：5,420kcal/h		
FC-3	ファンコイルユニット	冷房能力：2,820kcal/h	2	
	天井埋込形	暖房能力：2,720kcal/h		
FC-4	ファンコイルユニット	冷房能力：4,350kcal/h	4	
	天井埋込形	暖房能力：6,800kcal/h		

凡　例

図示記号	名　称	配管材料	防露塗装仕様
―― R ――	冷媒管	空調用保温付被覆銅管	屋内露出：配管化粧カバー 屋外露出(パッケージエアコン)：ポリスチレンフォーム成形＋SUS鋼板ラッキング 屋外露出(ルームエアコン)：合成樹脂カバー
―― D ――	ドレン管	硬質塩化ビニル管（ＶＰ）※屋外はｶﾗｰVPとする	天井内：グラスウール＋アルミガラスクロス化粧保温筒

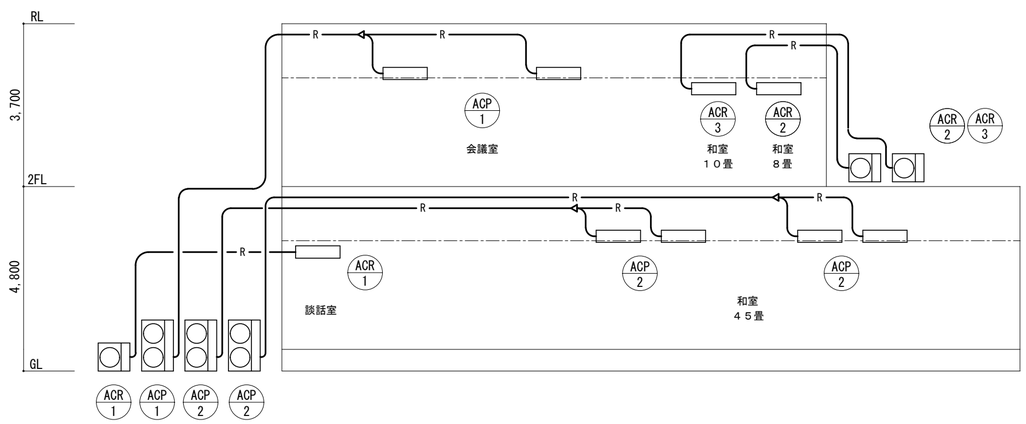

冷媒配管　系統図

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マ　ツ　ダ　設　計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　空調設備
（改修・撤去）　機器仕様　凡例　冷媒配管系統図

年月日

1/100
縮　尺

No.
M-4
原図：A2

図中記号凡例			
▨	⑦	RC躯体コア抜き	φ75
▨	⑦	RC躯体コア抜き	φ100
※外壁部はﾓﾙﾀﾙによる穴埋め補修			

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ6.4	φ9.5
Ⓑ	φ6.4	φ12.7
Ⓒ	φ9.5	φ15.9
Ⓓ	φ9.5	φ25.4
記号	室内外連絡線	
Ⓢ	VVF 2.0-3C	
記号	リモコン線	
ⓘ	CVVS 1.25-2C	

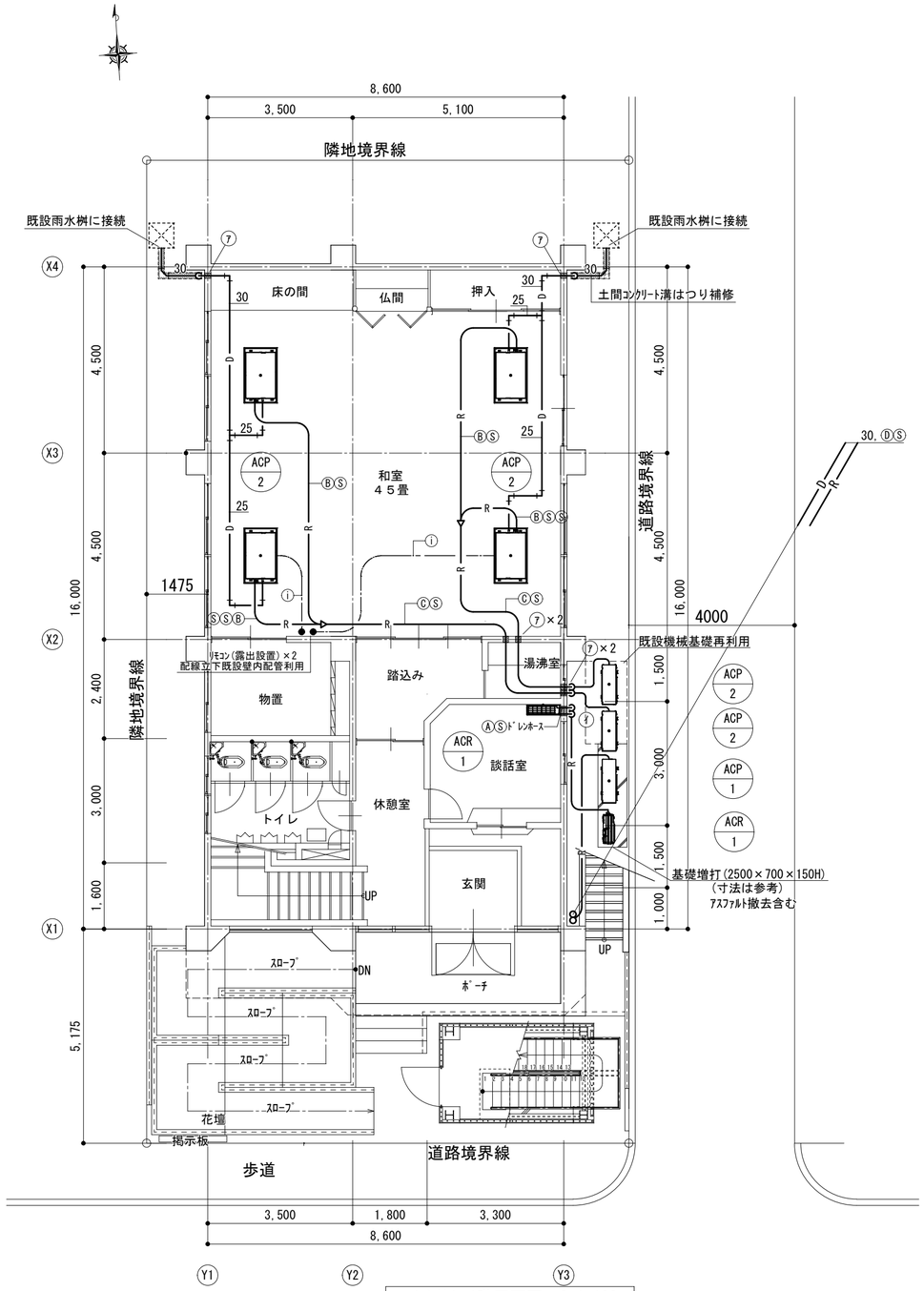

(改修) 1階平面図 S=1:100

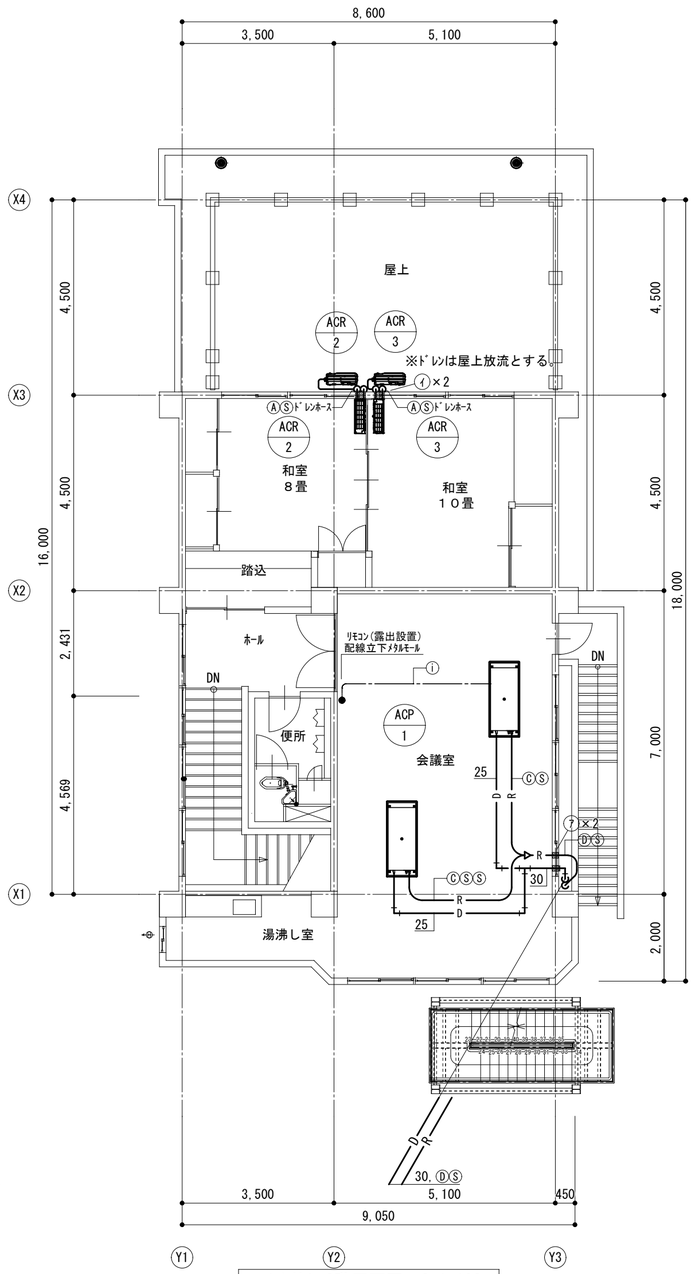

(改修) 2階平面図 S=1:100

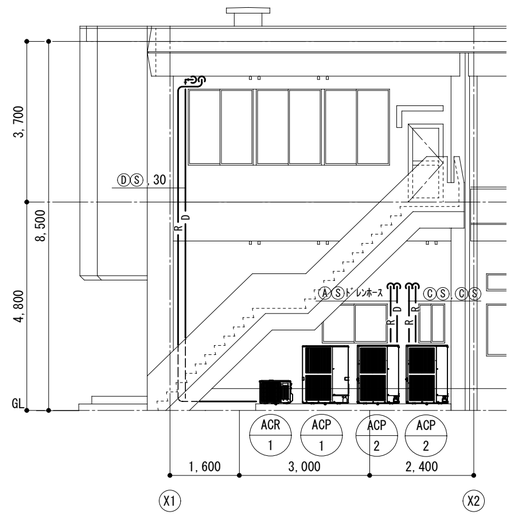

東立面図 S=1:100

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マツダ設計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590

管理建築士 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一

承認 | 設計 | 製図

津市相生会館空調設備改修工事

図面名 空調設備 (改修) １、２階平面図

年月日

1/100 縮尺

No. M-5

原図：A2

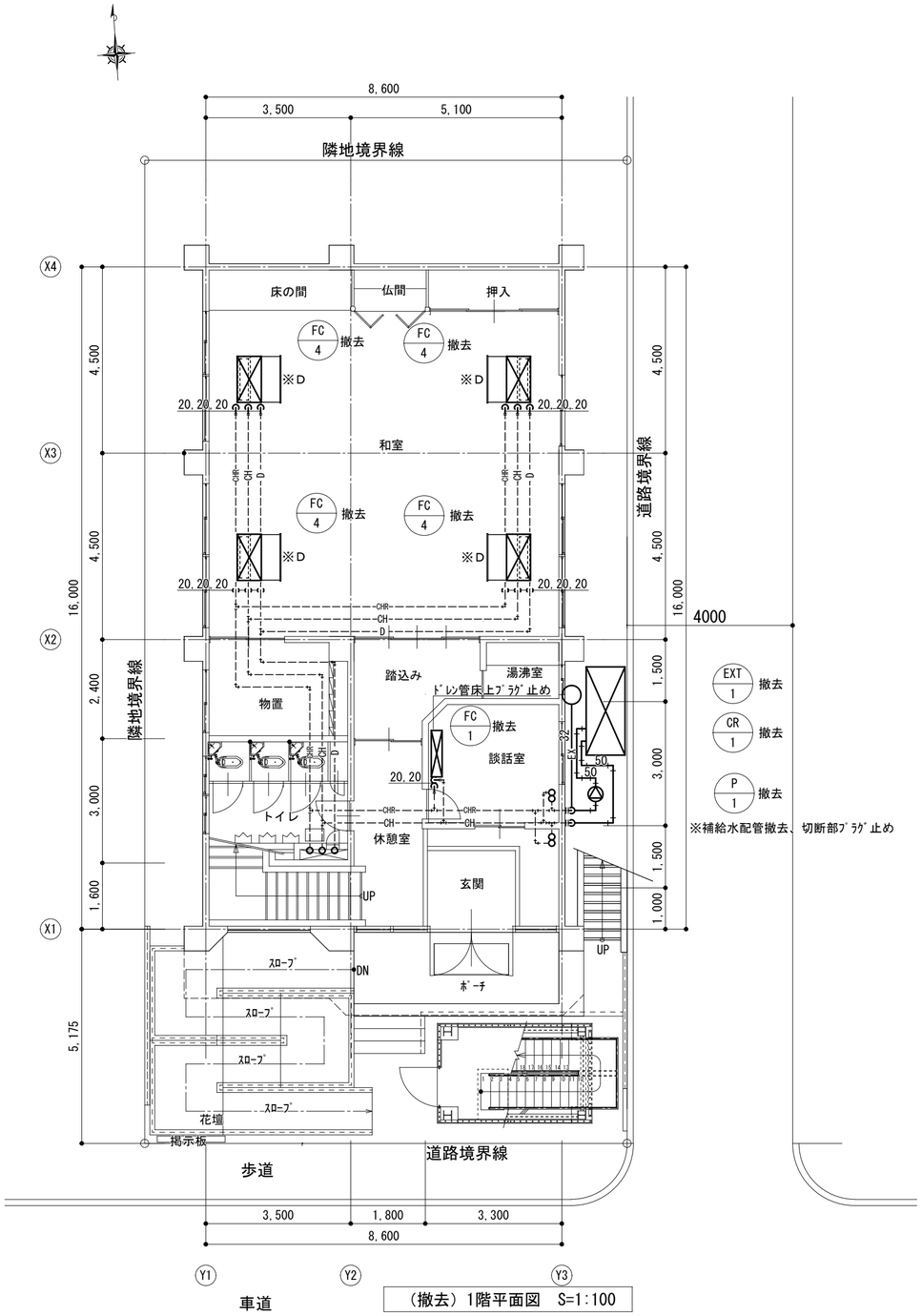

（撤去）1階平面図　S=1:100

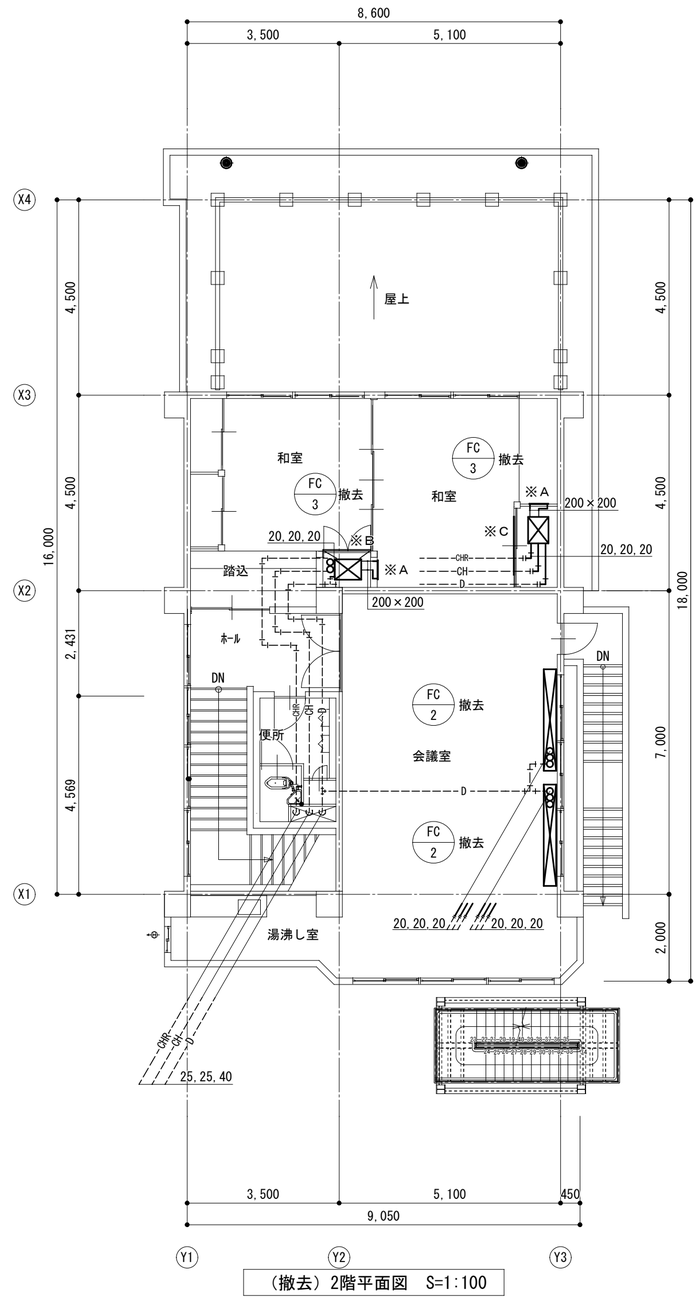

（撤去）2階平面図　S=1:100

機器廻り配管、ダクト撤去要領	
記号	工事内容
FC-1	・機器枝(立て)管と主管を1階天井内にて切り離し、枝(立て)管部を撤去し主管部には1階天井内でブラグ止めを施す。
FC-2	・機器枝(立上)管と主管を床下にて切り離し、枝(立上)管部を撤去し主管部には1階天井内でブラグ止めを施す。
FC-3	・機器枝管と主管を2階天井内にて切り離し、枝管部を撤去し主管部には2階天井内でブラグ止めを施す。 グリル接続ダクトは全て撤去。 ※A部：吸込口を撤去し化粧カバープレートを施す(400×200) ※B部：吹出口(木製、1350×200)は現状残し、裏側に閉鎖プレートを施す。 ※C部：吹出口(木製、1600×200)は現状残し、裏側に閉鎖プレートを施す。
FC-4	・機器枝管と主管を1階天井内にて切り離し、枝管部を撤去し主管部には1階天井内でブラグ止めを施す。 ※D部：吸込口を撤去、吹出ダクトを撤去 吹出口(木製、1000×200)は現状残し、裏側に閉鎖プレートを施す。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マツダ設計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　空調設備
（撤去）　1、2階平面図

年月日
1/100
縮　尺

No.
M-6
原図：A2

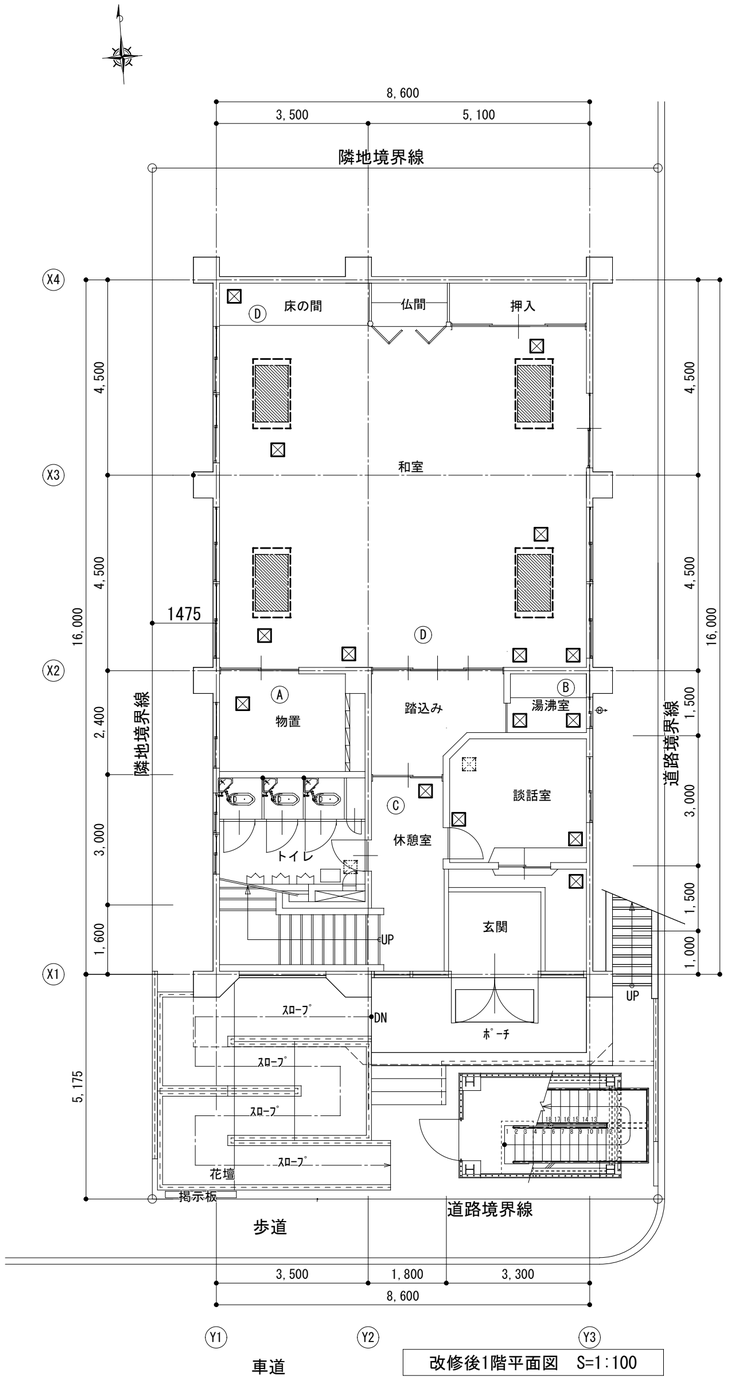

改修後1階平面図　S=1:100

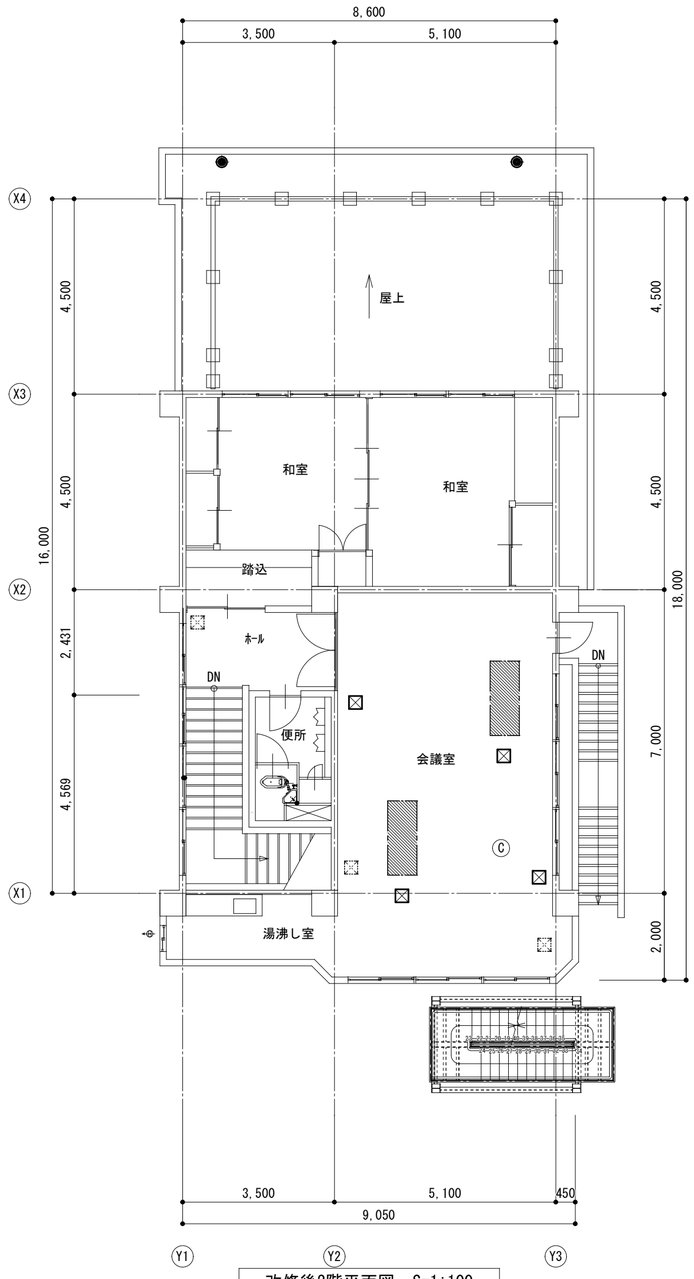

改修後2階平面図　S=1:100

天井改修図示凡例		
天井撤去 （軽量下地とも）	天井撤去部分	
化粧パネルによる天井復旧	既製品ﾘﾆｭｰｱﾙ用化粧パネル 天井カセットエアコンパネル部分	
天井点検口設置	⊠ 天井点検口 (450×450)　・鍵無し ・アルミ製枠　※（ ⊠ 既設天井点検口）	
天井仕様	図示記号	天井仕上げ
	Ⓐ	フレキシブルボード　t=5
	Ⓑ	フレキシブルボード　t=5　VP
	Ⓒ	吸音テックス　t=12
	Ⓓ	杉板　目透し貼り

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マ　ツ　ダ　設　計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　建築改修
１、２階平面図

年月日
1/100
縮　尺

No.
M-7
原図：A2

津市相生会館空調設備改修工事

工事設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　津市　相生町　地内

2．建物概要

建　物　名　称	構　造	階　　数	延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備　考
津市相生会館	ＲＣ造	２階建	250.75	(1) 項　ロ	

（（注）延べ面積は建築基準法による表記）

3．工事種目（○印のついたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 屋内		屋外			
○ 電灯設備	一式		一式			
○ 動力設備	一式		一式			
電熱設備						
雷保護設備						
受変電設備						
静止形電源設備						
発電設備						
構内情報通信網設備						
構内交換設備						
情報表示設備						
映像・音響設備						
拡声設備						
誘導支援設備						
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備						
自動火災報知設備						
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
テレビ電波障害防除設備						

4．指定部分　⊙無　・有（　　）

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」（以下、「標準図」という。）による。

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

1）項目は番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

項　　目	特　　記　　事　　項
グリーン購入法	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成１２年法律第１００号）に基づく特定調達品目「公共工事」の品目 ・照明制御システム　　・変圧器
機材	1）本工事に使用する設備機材等は、設計図書（「設備機材等選定表」を含む。）に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 2）本工事に使用する機材のうち、外部機関（（社）公共建築協会他が下記１）～６）の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面の写しを、監督職員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督職員への提出を省略することができる。 1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2）生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 3）安定的な供給が可能であること。 4）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5）製造又は施工実績があり、その信頼性があること。 6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。
化学物質を放散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （3）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 （5）上記（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料
規制対象外	①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆ 規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のある ＪＡＳ規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第　三　種	①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆ 規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品

室内空気中の化学物質の濃度測定	空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期　・工事着工前　・施工終了時 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・
○ 電源周波数	・５０Ｈｚ　⊙６０ Ｈｚ
○ 電気工作物の種類	・事業用電気工作物　⊙一般用電気工作物
電気保安技術者	・要　　・不要 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法で定める主任技術者のもと「事業用電気工作物保安規程」に定める工事担当技術者（監督職員）の職務補佐をし、電灯工作物の保安の業務を行うものとする。
電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。
監督員事務所	・設けない　・設ける（規模及び仕上げの程度は、現場説明書による。）
工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内につくることが　・できる　・できない
足場、さん橋類	・別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ・本工事で設置とする。 ・改修工事の場合は、改修標準仕様書第１編２．２．２によるほか下記による。 ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
工事写真・完成図等	工事写真は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）建築設備編」によるほか、監督職員の指示による。 ・完成図のＣＡＤデータ提出　・要　・不要 ・既存完成図（ＣＡＤデータ）の修正を行う。
発生材の処理	1）引渡しを要するもの ・有（　　） 2）引渡しを要するもの以外 ・施設外搬出とし、搬出及びその処理費等は請負者の負担とする。（マニフェスト等の写しを提出すること。） 3）特別管理産業廃棄物 ・有（ＰＣＢ使用機器：　　） ＰＣＢ使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引渡す。 4）再利用又は再資源化を図るもの ・有（　　） ・現場説明書による。
残土処理	・現場説明書による。 ・埋戻し後の建設残土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　２００５年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 1）設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇ　ｆ］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※１）	2.0	1.5	1.5	1.0
中　間　階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※１）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※１）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】　（※１）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器
・配電盤　・発電装置（防災用）　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・自動火災報知受信機　・中央監視装置
上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建ての場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４層とする。

2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

電線本数管路など	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床配線は図面上 ＰＦ 管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、電線太さ １．２mm 以上の被覆鉄線を挿入する。
金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・屋外　・屋内（ボックス、支持金物等含む　）
非常用の照明装置の照度測定箇所数	測定数　　箇所以上
電磁開閉器用押しボタン	遠方操作用押し ボタンは、連用形とする。
コンセント	図面に特記なき場合、コンセント ２Ｐ１５Ａ（接地極付）は、プラグ不要とする。
○ プレートの材質	フラッシュプレート　⊙金属製　・樹脂製
インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（ｋＷ）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
インバータ効率（%）	85.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考）（1）規格効率は、ＪＥＮ－ＴＲ２４５「汎用インバータの規約効率」のより算出した値とする。
（2）規格効率は、ＪＩＳ Ｃ ４２１２「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧２００Ｖ、ＩＰ４Ｘ、６極、５０Ｈｚの電動機を駆動したときの値とする。

地中線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・鉄製（　　箇所）　・コンクリート製（　　箇所）
天井仕上げ表示	図面において、室名に（ ）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。
接地極	接地極の材料は下記による。 なお、接地棒ＥＢ（１４φ）の長さは１５００mm以上とし、（１０φ）は、Ｗ＝３０、Ｌ＝９００、（１４φ）はＷ＝４０、Ｌ＝１２００としても差し支えない。（雷保護用を除く）

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
共同接地	$E_{A\cdot D}$	Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連一 組
共同接地	$E_{A\cdot C\cdot D}$	Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連一 組
Ａ種接地	E_A	１０Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連－２組
Ｂ種接地	E_B	Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連一 組
Ｃ種接地	E_C	Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連一 組
Ｄ種接地	E_D	１００Ω以下	ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１０００mm）
高圧避雷器	E_{LH}	１０Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連－２組
低圧避雷器	E_{LL}	１０Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連－２組
雷保護用	E_{LA}	Ω以下	ＥＢ（１４φ）× 連一 組
交換機用	E_t	Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連一 組
電話引込口の保安器	E_{Lt}	１００Ω以下	ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１０００mm）
通信用	E_{t1}	１０Ω以下	ＥＢ（１４φ）×３連－２組
通信用	E_{t1}	１００Ω以下	ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１０００mm）
測定用	E_0		ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１０００mm）

○ 取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名　　称	測　点	取付高［mm］
ブラケット（一般）	床上～中心	2，100
〃　（誘場）	〃	2，500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1，500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1，000以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1，300
〃　（多機能トイレ）	〃	1，100
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
コンセント（車椅子用）	床上～中心	900
引込開閉器箱（低圧）	〃	1，500
分電盤、ＯＡ盤、制御盤、実験盤	〃	1，500（上端1，900以下）
開閉器箱	〃	1，500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1，300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護用接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1，000
中継端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上~中心	1，500
親時計	〃	1，500
子時計、スピーカ	〃	(天井高) x0．9
アッテネータ	〃	1，300
出退表示盤	〃	(天井高) x0．9
発信器（出退表示用）	〃	1，300
インターホン	〃	1，300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
呼出ボタン（多機能トイレ）	〃	900／300
復帰ボタン（　〃　）	〃	1，800
廊下表示灯（　〃　）	〃	2，000
テレビ機器収容箱	〃	1，800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800~1，500
副受信機	床上～中心	1，500
自動報機器収容箱	〃	800~1，500
発信機	〃	800~1，500
警報ベル	〃	(天井高) x0．9
表示灯	〃	(天井高) x0．8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1，500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	(天井面) －200

（備考）（天井高）x0．9 及び（天井高）x0．8 は天井高が ２５００～３０００mm の場合に適用する。

○ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
施工調査	・事前調査 調査項目（　　） 調査範囲（　／　）図による ・監督職員の指示による。 調査方法（　／　）図による ・はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 ・非破壊検査（費用は別途とする）
仮設備工事	仮電源　（・受変電　・発電　・　） 仮設備期間（・図示　・　・　）
養生	養生範囲（　／　）図による 養生方法（　／　）図による
電線類	次の記号で使用する電線類は、下記仕様による。

記　号	仕　　様
ＥＭ－ＵＴＰ	ＪＣＳ　５５０３「耐熱性ポリオレフィンシースＬＡＮ用ツイストペアケーブル」
（ＥＭ－ＵＴＰ５）	耐熱性ポリオレフィンシース　カテゴリ５ｅ　ＵＴＰケーブル（ＵＴＰ－ＣＡＴ５Ｅ／Ｆ）
（ＥＭ－ＵＴＰ６）	耐熱性ポリオレフィンシース　カテゴリ６　ＵＴＰケーブル（ＵＴＰ－ＣＡＴ６Ｅ／Ｆ）
（ＥＭ－ＵＴＰ６Ａ）	耐熱性ポリオレフィンシース　カテゴリ６Ａ　ＵＴＰケーブル（ＵＴＰ－ＣＡＴ６Ａ／Ｆ）

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319
株式会社　マ　ツ　ダ　設　計
514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　電気設備工事特記仕様書

年月日　―

縮　尺

No. E-1

原図：A2

手　元　開　閉　器　盤

盤名称	幹線番号 結　線	負荷					分岐開閉器容量			
		機器番号	機器名称	設置階	容量(KW)	制御盤二次側配線	種類	P	AF	AT
M－A 屋外 壁掛 SUS 屋根付 鍵付	MCB3P 100AF/100AT 12.61KW CV-T22°	1	ＡＣＰ－１　会議室	1	7.09	CV8°-3C E2.0	ELB	3	50	40
		2	ＡＣＰ－２　和室	1	2.76	CV3.5°-4C	ELB	3	50	30
		3	ＡＣＰ－２　和室	1	2.76	CV3.5°-4C	ELB	3	50	30

既　設　電　灯　分　電　盤

盤名称	盤結線図	回路番号	電圧(V)	分岐開閉器 種類	P	AF	AT	負荷容量(VA)	負荷名称	備考
電灯盤 屋内 埋込	ELB 3P100AF/75AT	非	100	MCB	2	50	20			
		誘	100	MCB	2	50	20			
		警	100	MCB	2	50	20			
		1	200	MCB	2	50	20		２階　和室空調機	今回増設
		2	200	MCB	2	50	20		２階　和室空調機	今回増設
		3	100	MCB	2	50	20		１階　談話室空調機	今回増設
		1	100	MCB	1	50	20			
		2	100	MCB	1	50	20			
		3	100	MCB	1	50	20			
		4	100	MCB	1	50	20			
		5	100	MCB	1	50	20			
		6	100	MCB	1	50	20			
		7	100	MCB	1	50	20			
		8	100	MCB	1	50	20			
		9	100	MCB	1	50	20			
		10	100	MCB	1	50	20			
		11	100	MCB	1	50	20			
		12	100	MCB	1	50	20			
		13	100	MCB	1	50	20			
		14	100	MCB	1	50	20			
		15	100	MCB	1	50	20			
		16	100	MCB	1	50	20			
		17	100	MCB	1	50	20			
		18	100	MCB	1	50	20			

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マ　ツ　ダ　設　計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　電気設備
分電盤結線図

年月日

縮　尺

No. E-2

原図：A2

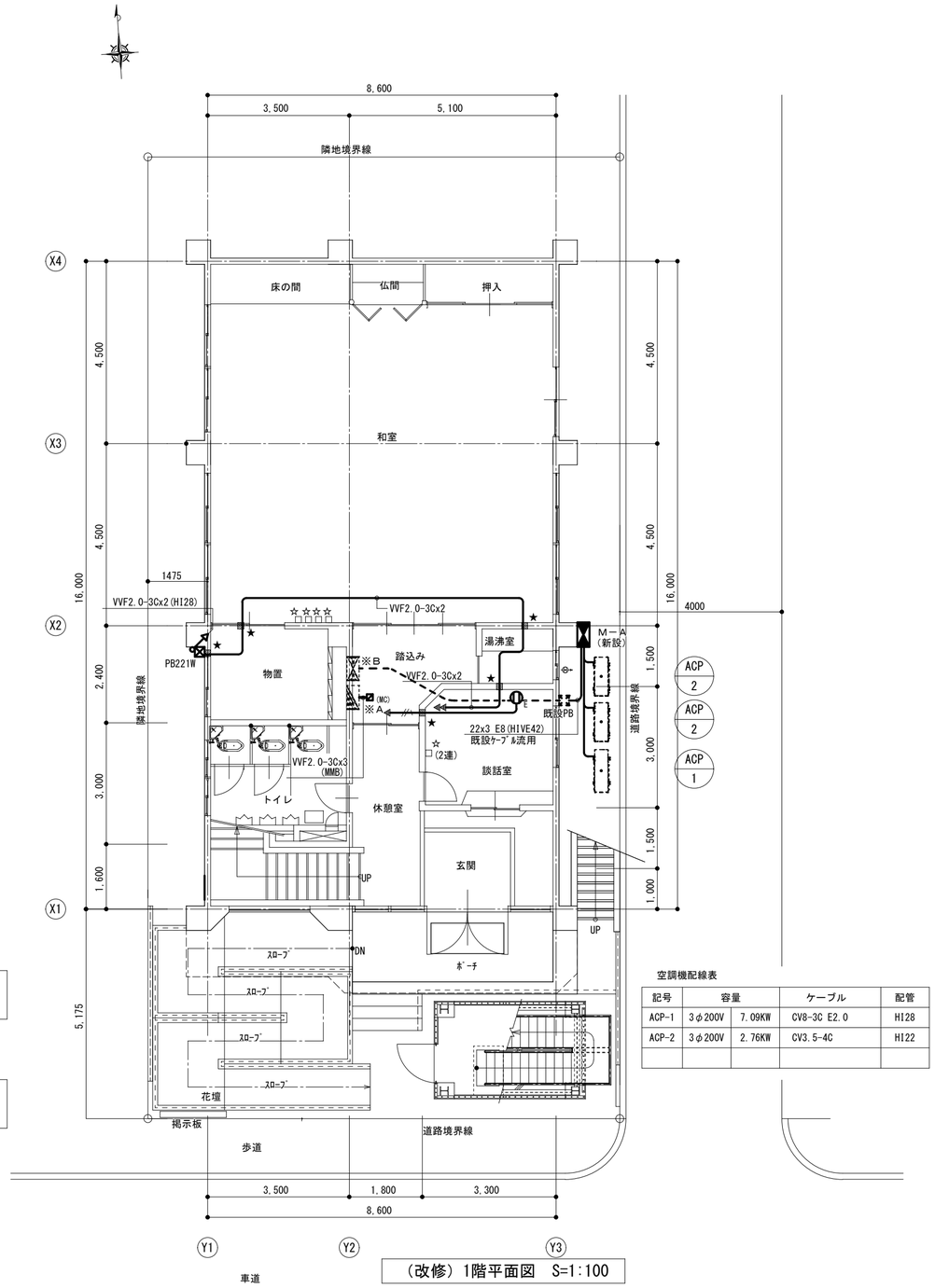

※A

電灯分電盤改造
MCB 2P20Ax1 (100V)　増設
MCB 2P20Ax2 (200V)　増設

※B

動力制御盤改造
鋼板製化粧カバー取付
既設ｹｰﾌﾞﾙ３８sq×３と２２sq×３を接続

空調機配線表

記号	容量		ケーブル	配管
ACP-1	3φ200V	7.09KW	CV8-3C E2.0	HI28
ACP-2	3φ200V	2.76KW	CV3.5-4C	HI22

（改修）1階平面図　S=1:100

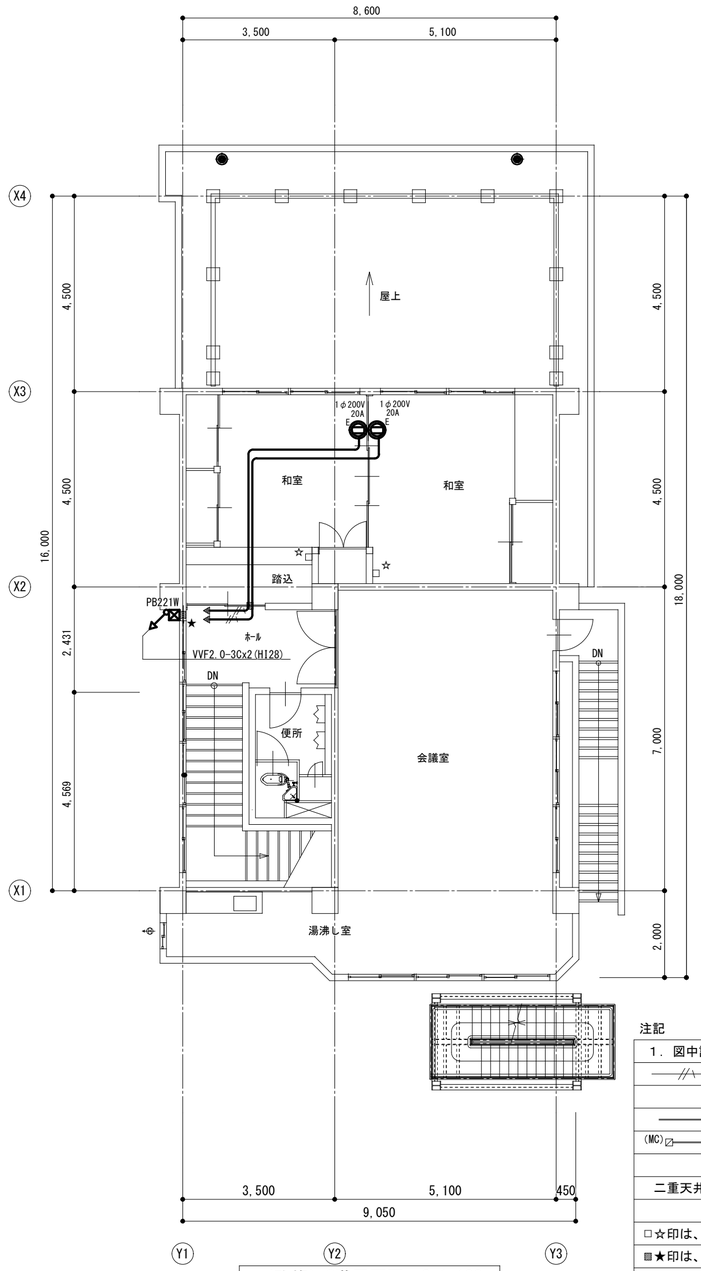

（改修）2階平面図　S=1:100

注記

1．図中記入なき配線は下記とする。

VVF2．0－3C　（1E）

メタルモール　(MMB)～B型

(MC) メタルモールコーナーボックス

二重天井内はケーブルころがし配線とする。

□☆印は、カバープレート取付を示す。

■★印は、壁貫通箇所位置を示す。

PB221W　プルボックス　200x200x100　VE　WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マツダ設計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　電気設備
（改修）　平面図

年月日

1/100
縮尺

No.
E-3
原図：A2

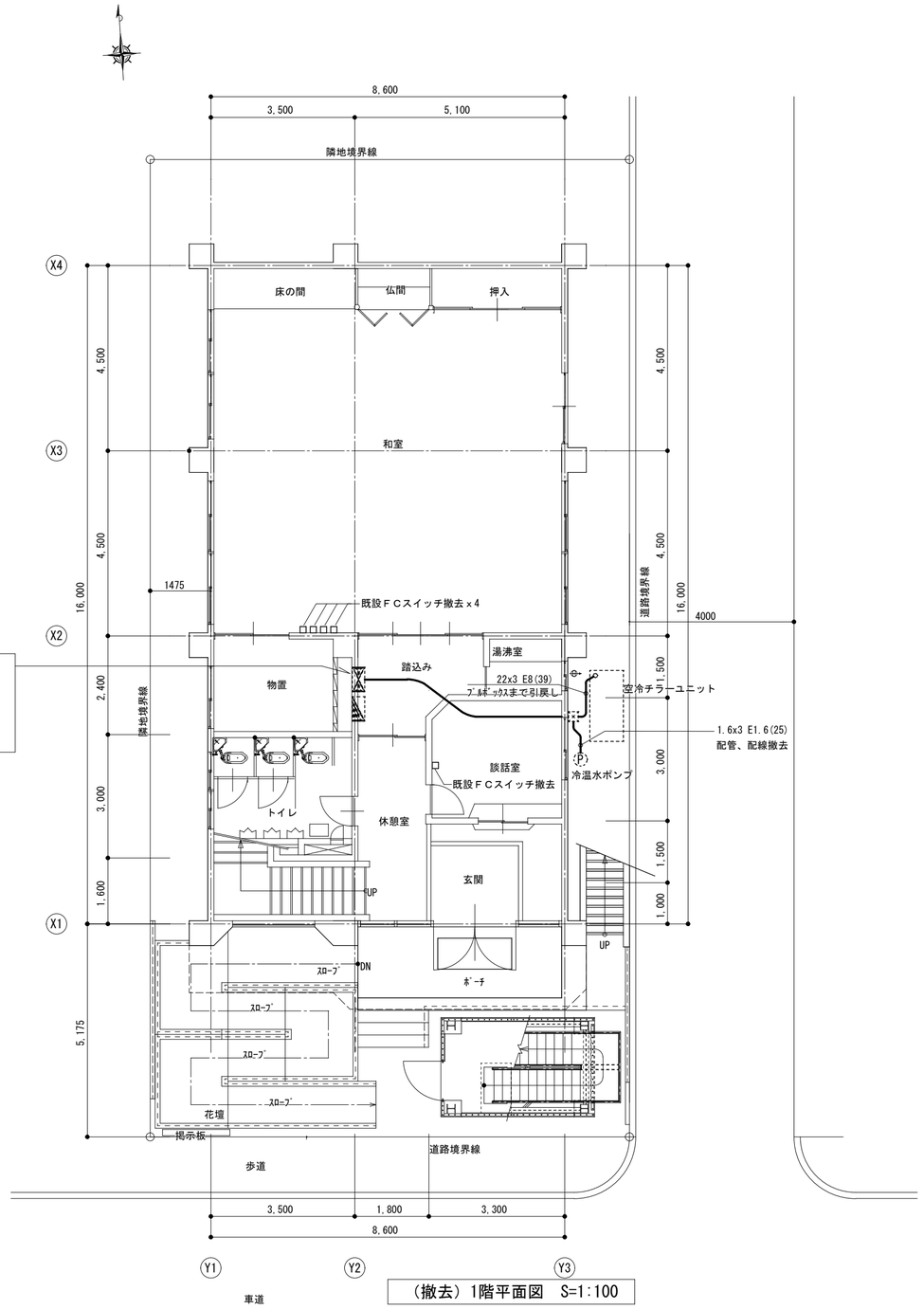

動力制御盤
下記内部機器をすべて撤去
ELB 3P150Ax1
MCB 3P150Ax1
M-MCB 0.75KWx1
マグネットスイッチx2
電流計、操作スイッチ、表示灯

（撤去）1階平面図　S=1:100

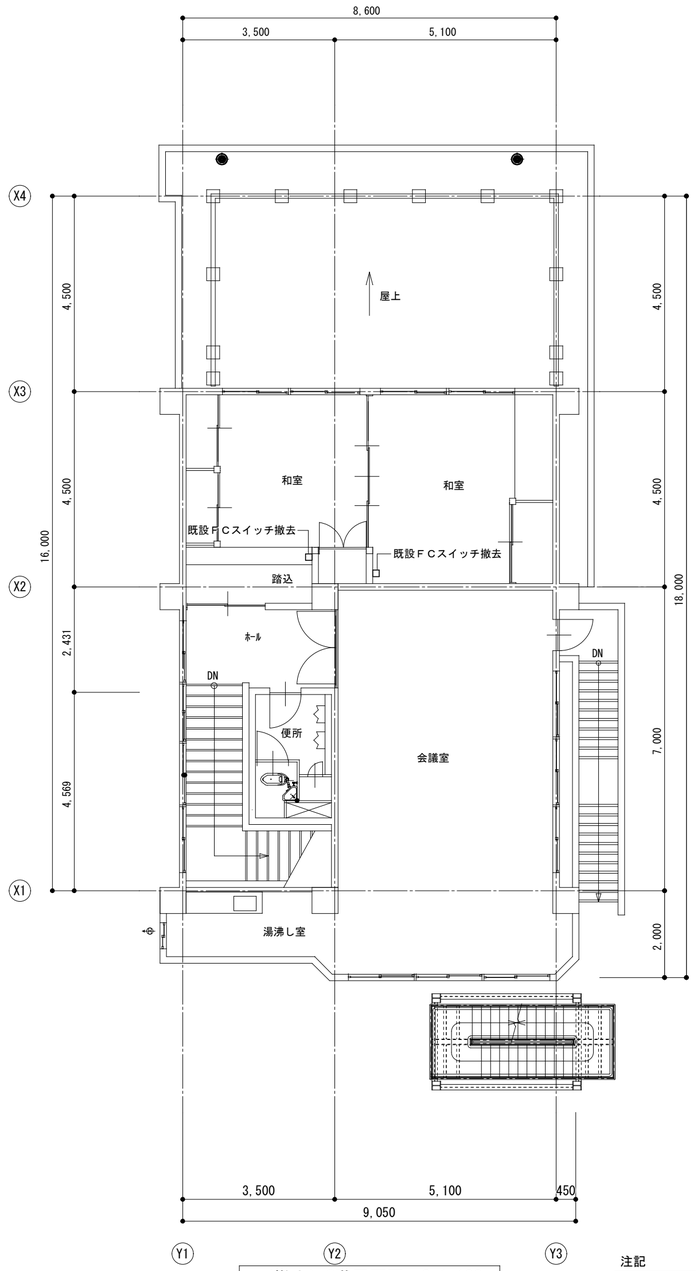

（撤去）2階平面図　S=1:100

注記

配管、配線は可能な限り分別し、撤去処分とする。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設　計・監　理　　一級建築士事務所登録　三重県知事　1-2319

株式会社　マ　ツ　ダ　設　計

514-0064　三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590　FAX：059-228-6590

管理建築士	承　認	設　計	製　図
一級建築士 大臣登録 264600 松田　恭一			

津市相生会館空調設備改修工事

図面名　電気設備
（撤去）　平面図

年月日

1/100
縮　尺

No.
E-4
原図：A2